

○黒部市住宅用ディスポーザ設置補助金交付要綱

平成22年 6 月23日

黒部市告示第49号

改正 平成25年 3 月22日黒部市告示第14号

改正 平成28年 3 月25日黒部市告示第25号

改正 平成31年 2 月13日黒部市告示第10号

改正 令和 5 年 3 月31日黒部市告示第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒部市補助金等交付規則(平成18年黒部市規則第34号)第21条の規定に基づき、住宅用ディスポーザ(以下「ディスポーザ」という。)の設置に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、ディスポーザを設置する者に対して、設置に要した費用の一部を補助することにより、下水道事業の普及促進及び生ゴミのバイオマスエネルギー利用促進を図り、循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ 黒部市ディスポーザ設置要綱(平成22年黒部市告示第10号)の基準に適合し、一般家庭における家事用に使用される機器をいう。
- (2) 共同住宅 共同住宅、長屋(売却を目的とする分譲型、第三者に賃貸することを目的とした賃貸型、自ら居住するために、区分所有する共同建設型のいずれの場合も含む。)及び社宅をいう。

(平成25告示14・一部改正)

(補助対象機器)

第4条 補助金の対象となるディスポーザは、戸建て住宅又は共同住宅に新たに設置される機器とする。

(補助金交付対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 公共下水道又は農業集落排水施設における使用者若しくは排水設備設置者(以下「対象者」という。)で、次のいずれかに該当する者。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
 - ア 市内に住所を有し、現に居住している世帯
 - イ 共同住宅の建築主等
 - ウ 販売又は賃貸の目的で住宅を建築しディスポーザを設置する者
- (2) 対象者の世帯又は建築主等に上水道料金及び下水道料金の未納がないこと。

- (3) 補助対象機器を設置する戸建て住宅又は共同住宅が立地する土地(以下「設置する土地」という。)の下水道受益者負担金及び受益者分担金に未納がないこと。

(令5告示 ・ 一部改正)

(補助対象期間)

第6条 この要綱により補助を受けることができるディスポーザの設置期間は、次のとおりとする。

- (1) 設置する土地が、令和4年度末までに下水道受益者負担金及び受益者分担金を賦課されている場合は、令和7年度末までとする。
- (2) 設置する土地が、令和5年度以降に下水道受益者負担金及び受益者分担金を賦課された場合は、賦課された年度から3年以内とする。

(平25告示・平28告示・平31告示・令5告示 ・ 一部改正)

(補助金額)

第7条 補助金の額は、ディスポーザの設置数に3万円を乗じた額で設置費の2分の1以内を限度とし、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。

2 補助を受けることができるディスポーザの設置数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建て住宅の場合 1戸につき1基を限度とする。ただし、2世帯住宅等と認められる場合、それぞれを1戸とみなす。
- (2) 共同住宅の場合 分譲、賃貸又は区分所有する居住戸数につき1基を限度とする。

(令5告示 ・ 一部改正)

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、住宅用ディスポーザ設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、ディスポーザを設置した日から6月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用ディスポーザ設置報告書(様式第2号)
- (2) ディスポーザ設置に係る契約書及び領収書の写し
- (3) ディスポーザ設置後の状況を示す写真
- (4) 市税の納税証明書
- (5) 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書等(発行から3月以内のもので写しを可とする。)

(補助金交付決定)

第9条 市長は補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、補助金を交付すべきと認めたときは、住宅用ディスポーザ設置補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知する

ものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、住宅用ディスプレイ設置補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助対象者が虚偽の申請及びその他不正行為により、補助を受けた場合は、補助金の返還を命ずることができる。

(報告)

第12条 市長は必要があると認めるときは、補助対象者に対し、ディスプレイ設置状況等に係る報告を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年7月1日から施行する。ただし、この告示の施行前に新たに設置されたディスプレイについては、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月22日告示第14号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日告示第25号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月13日告示第10号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第42号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。